

消費者被害等の注意喚起ちらし「月次相談レポート」の 自治会・町内会掲示板への掲示について

1 趣旨

横浜市消費生活総合センターでは、被害者になる危険性の高い高齢者に向けての注意喚起の方法として、時節ごとに変化する消費者被害やトラブルの傾向を踏まえ、その時節に特に注意すべき事例をわかりやすくコンパクトにお伝えするちらし「月次相談レポート」を、平成28年4月から毎月作成しております。

本ちらしにつきましては、平成29年4月に毎月可能な範囲で自治会・町内会の掲示板への掲示をお願いさせていただきました。

つきましては11月発行分をお送りしますので、可能な範囲で、自治会・町内会の掲示板に掲示して頂けるようお願いいたします。

地域の高齢者の方を消費者被害から守るための活動に対しての、ご理解とご協力を、何卒お願いいたします。

2 掲示するちらし

「月次相談レポート」11月号 A4判1ページ(月刊)

3 スケジュール

- ・平成29年11月下旬に配送ルートにて掲示物を配付

お問合せ・連絡先

担当：経済局消費経済課
鈴木(勇)、鈴木(理)

電話：045-671-2568

FAX：045-664-9533

不審な架空請求メールにご注意！

グーグル、ヤフー、アマゾンなどの名をかたって、身に覚えのない高額な料金をショートメールで請求されるトラブルが多発！

- 「サイトの料金の未納分があり、至急連絡がなければ法的手続きをする」とのメールが来た。
- 「パソコンを発送しました」というメールが来たが、何も買ってはいない。

不審なメールは連絡など
せずに即削除！
困ったときは相談を！

地域で一声かけて、あなたも
見守りの担い手に！

